

平成22年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第613号 不当利得返還請求控訴事件〔原審・名古屋地方裁判所一宮支部平成21年(ワ)第224号〕

口頭弁論終結日 平成22年7月21日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人(1審被告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

プロミス株式会社

久保 健

塚原 正典

魚住 直人

被控訴人(1審原告)

(以下「被控訴人[]」という。)

被控訴人(1審原告)

被控訴人(1審原告)

被控訴人(1審原告)

(以下「被控訴人[]」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士

小野 晶子

ほか4名

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要（以下、略称は原則として原判決の表記に従い、適宜、原判決における記載箇所を示す。）

- 1 (1) 本件は、被控訴人らが、貸金業者であるタンポート（原判決4頁7行目）及びその親会社で同じく貸金業者である控訴人との間で行った継続的な金銭消費貸借取引につき、これを連続した1個の取引（ただし、被控訴人■■■■取引①②〔同3頁3行目、5頁15行目〕、同■■■■取引①②〔同13頁24行目、15頁5行目〕は2個の取引）として、タンポート及び控訴人に対して利息として支払った各弁済金のうち、利息制限法所定の制限利率を超える部分を元金に充当すると過払金が発生しているところ、タンポート及び控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くことを知っていた上、控訴人はタンポートの過払金返還債務を併存的に引き受けた（本件併存的債務引受契約。同5頁24行目）などと主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払を求めた事案である。
- (2) 控訴人は、①被控訴人■■■■取引①につき、被控訴人■■■■取引①A及び同B（原判決3頁15, 16行目）との2個の取引に分けられる、②タンポートとの間で締結した本件併存的債務引受契約を合意解約した、③過払金の受領につき、悪意の受益者に該当しないなどと主張して争った。
- (3) 原審は、被控訴人らの主張を認め、その請求をいずれも認容したところ、

控訴人はこれを不服として控訴した。

2 (1) 当事者の主張は、以下のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の主張（原審における主張の敷衍を含む。）

ア 被控訴人■■■■取引①について

被控訴人■■■■取引①Aの最終弁済日である平成9年12月9日以前の被控訴人■■■■の1回あたりの弁済額は最も多額なもので3万円であったのに対し、同被控訴人が同日に約定利率による残債務50万4726円全額を支払ったことに照らすと、同被控訴人には同弁済をもって上記取引を終了させる意思があった。

イ 被控訴人らとタンポートとの取引による過払金返還債務を控訴人が負わないことについて

控訴人が、被控訴人らを含めたタンポートの顧客との間で行った「切替」（原判決25頁25行目）の本質は、控訴人、タンポート及びその顧客の三者間の債権債務関係を整理、清算することにあるのではなく、被控訴人ら顧客が控訴人と新たな契約を締結して取引を開始し、控訴人からの借入金でタンポートに対する残債務を完済したことに尽きるものであり、タンポート・被控訴人ら間の取引（以下「タンポート分」ということがある。）と、控訴人・被控訴人ら間の取引とは、別個であって、控訴人がタンポートと被控訴人らとの取引の結果生じた過払金の返還債務を負ういわれはない。

(3) 当審における被控訴人らの主張（控訴人の上記(2)イの主張に対する反論）

控訴人が被控訴人らを含めたタンポートの顧客との間で行った「切替」の実態は、タンポートから控訴人への貸主たる地位の移転であったというべきである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人らの本件各請求は理由があると判断する。その理由は、以下のとおり、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 被控訴人■■■■取引①の一連性の有無（前記第2の2(2)アの控訴人の主張）について

被控訴人■■■■取引①A（契約番号5117-■■■■-01-01）の取引期間は平成5年10月12日から平成9年12月9日までの約4年2か月であり、その後1か月間の取引のない期間を空けて、被控訴人■■■■取引①B（契約番号5117-■■■■-01-02）の最初の貸付けが平成10年1月9日に行われ、以後、平成20年4月10日まで継続したこと、また、被控訴人■■■■取引①Aは貸付残高50万円の限度で貸付けと弁済が繰り返され（甲14）、被控訴人■■■■取引①Bにおいても、同様、貸付限度額50万円の範囲内で貸付けと弁済が繰り返されていたこと（乙4。なお、上記Bの取引に係る極度借入基本契約書〔乙2〕によれば、会員番号・口座番号〔これらは上記のとおりAB共通である。〕に続く末尾の識別番号「02」の「2」の字が、当初手書きされた「1」が更に手書きで補正されて「2」とされたことと認められ〔このことは、会員番号部分の「2」の字と筆跡が異なることから明らかである。〕、補正前は上記ABを一連のものとする趣旨であったことが窺える。）に照らすと、控訴人指摘の諸点を踏まえてもなお、被控訴人■■■■取引①A及び同Bは、事実上1個の連続した金銭消費貸借取引と評価するのが相当である。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

2 控訴人がタンポート分の過払金について返還債務を負うか（前記第2の2(2)イの控訴人の主張）について

(1) 引用にかかる原判決認定事実に、証拠（甲10、28ないし31、乙5ないし7、10ないし12、14ないし16、18ないし20、22、26、

27) 及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成19年6月、国内にある控訴人の金融子会社を再編すべく、子会社の1つであるタンポートによる新規貸付けを中止してその貸付債権を控訴人に移行させることとし、その具体的な方法として、①タンポートの顧客の合意の下、約定利率によるタンポートに対する残債務全額に相当する金員を、控訴人において当該顧客に貸し付け、同貸付金をタンポートへ弁済金として直接交付する形式（控訴人はこれを「切替」と称する。原判決25頁25行目）、または②タンポートから貸金債権の譲渡を受ける形式（控訴人はこれを上記「切替」と区別して「譲渡」と称する（原判決26頁2行目。この場合、上記「切替」と異なり、債権譲渡後に、控訴人において、当該顧客に対して新たに貸付けをすることを予定していない。）で、これを実施することとした。

イ 控訴人は、上記アの子会社再編及びその債権移行を実施するに当たり、タンポートとの間で、平成19年6月18日、業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。乙26）を締結し、タンポートの顧客からの過払金返還請求につき、概要、下記のとおり、合意した。

記

第5条（併存的債務引受と費用負担）

第2項 タンポートが契約顧客（控訴人との間で「切替契約」を締結したタンポートの顧客をいう。）に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他タンポートが契約顧客に対して負担する一切の債務（以下「利息返還債務等」という。）について、控訴人・タンポート双方が連帯してその責を負うものとし、これにより生じた控訴人とタンポートとの連帯債務における両者の負担部分は、控訴人が0割、タンポートが10割とする。

第3項 控訴人及びタンポートは、契約顧客に対し、切替契約後におけるすべての紛争に関する申出窓口を控訴人とする旨を告知する。
なお、契約顧客への告知の方法は口頭及び確認書への記載をもって行うものとする。

第4項 契約顧客からの利息返還請求等の申し出が控訴人・タンポートいずれになされた場合でも、控訴人は、申出窓口の管理者として善良なる注意をもって対応する。

第5項 契約顧客がタンポートに対して支払済みの金員に対し、不当利得を根拠に利息返還請求を行い、第2項に基づき控訴人が利息返還債務等を履行した場合は、控訴人は、第2項に定める負担割合に従い、タンポートに対する利息返還債務等に係る求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。

第6条（苦情・紛争の処理）

第2項 対象顧客（タンポートが有する対象債権のうち、控訴人又はタンポートが行う切替契約の案内の対象となる顧客をいう。）からの控訴人又はタンポートに対する取引開示請求に関する苦情等については各自の責任において、利息返還に関する苦情等については控訴人の責任において処理するものとする。

ウ 控訴人は、平成19年7月初めから同年9月末ころにかけて、自ら又はタンポートを通じて、タンポートの顧客に対し、タンポートを含む控訴人グループの再編のためとして、控訴人との間で金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結した上、控訴人からの借入金によりタンポートに対する借入債務を完済するよう勧誘し（控訴人からその後も借入れをすることができるなどの点で顧客に有利であるとして勧誘した。）、そのころ、上記勧誘に応じた被控訴人らとの間でそれぞれ基本契約を締結した上、被控訴人らのタンポートに対する当該取引における約定利率による各残債務全額に

相当する金員を被控訴人らに貸し付け、同各貸付金をタンポートへ弁済金として控訴人において直接交付して被控訴人らのタンポートに対する上記残債務を完済処理させ、控訴人において上記各残債務額と同額の貸付けにつき被控訴人らから返済を受けるようになった。

エ 被控訴人らは、平成19年10月から平成20年4月にかけて、それぞれ、被控訴人ら訴訟代理人を通じ、控訴人に対し、取引履歴の開示を求めるとともに、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした計算書の送付を求めた。

オ 控訴人とタンポートは、平成20年12月15日、本件業務提携契約を、概要、下記のとおり変更する旨合意した（以下「本件変更契約」という。乙27）。ただし、同日より前に控訴人に対して取引開示又は利息返還債務等の支払の申し出をした契約顧客（上記イ参照）との間の法律関係並びに当該契約顧客に関する控訴人及びタンポート間の法律関係については、本件変更契約による変更前の本件業務提携契約の規定に従うものとする旨を併せて合意した。

記

第5条（契約顧客からの利息返還請求等）

第2項 タンポートが切替契約の締結時までに契約顧客に対して負担していた利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他タンポートが契約顧客に対して負担する一切の債務（以下「利息返還債務等」という。）はタンポートのみが負うものとし、控訴人は利息返還債務等について何ら債務及び責任を負わない。

第4項 契約顧客からの利息返還請求等の申し出が控訴人に対してなされた場合、控訴人は、タンポートに対して、同申し出の存在及び内容を速やかに通知し、タンポートは、直ちに契約顧客に対する

取引開示、利息返還債務等の弁済等を行わなければならない。

第5項 前項の規定にかかわらず、契約顧客が控訴人に対して利息返還債務等の支払を請求した場合、控訴人は、自らの判断に従い、①同請求に応じてタンポートの利息返還債務等を第三者弁済し、②控訴人の当該契約顧客に対する債権とタンポートの利息返還債務等との相殺に応じ、または③自ら同相殺を行うことができ、タンポートは、これに関し、何らの異議を述べないものとする。

本項第1文に基づく控訴人の出捐により、タンポートが当該契約顧客に対するタンポートの利息返還債務等の免責を得たときは、控訴人は、タンポートに対して、当該契約顧客について控訴人が出捐した額（控訴人が第三者弁済した額及び当該契約顧客との相殺によって消滅した債権額の合計額）について求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)の認定事実のとおり、控訴人は、切替契約を行ったタンポートの顧客のうち、本件業務提携契約締結日である平成19年6月18日から本件変更契約日である平成20年12月15日までの間に取引履歴の開示又は過払金の返還を申し出た顧客に対し、タンポートとの継続的金銭消費貸借取引にかかる部分の過払金を、控訴人においてタンポートと併存的に債務を引き受ける旨をタンポートとの間で合意したところ、上記併存的債務引受に関する合意は、債権者である顧客に引受人である控訴人に対する権利を取得させる効果を持つ契約であって、第三者（債権者たる顧客）のためにする契約の一種であるから、第三者の権利はその受益の意思表示により発生する。これを本件についてみるに、被控訴人らは、事前の勧誘に基づき、上記期間内に取引履歴の開示を求めるとともに利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした計算書の送付を控訴人に求めた上、本件訴訟を提起して、タンポート及び控訴人との一連の金銭消費貸借取引につき、タンポート部分を含めてそ

の過払金の返還請求をしているのであるから、控訴人とタンポートとの間の上記併存的債務引受につき、被控訴人らの受益の意思表示があったと解するのが相当である。

(3) 上記(1)(2)のとおり、控訴人は、被控訴人らに対し、タンポートとの取引につき約定利率による残債務の弁済金相当の金員を貸し付けて、タンポートに代わって取引を行うようになるとともに、被控訴人らとタンポートとの各取引から生じたタンポートの被控訴人らに対する過払金返還債務（法定利息を含む。）を併存的に引き受けることとしたところ、①そもそも、上記(1)のとおり、上記各貸付けや過払金返還債務の引受けは、控訴人グループの再編の一環として、タンポートから控訴人への貸付債権移行のために行われたこと、②控訴人は、自ら上記債務引受けを決めた上で、タンポートの顧客であった被控訴人らに対し、引き続き控訴人から借入れができるとして、控訴人からの貸付金でタンポートへの残債務を返済して控訴人と取引するよう勧誘したこと、③これにより、被控訴人らとしては、貸主がタンポートから控訴人に変わるようになることと理解したこと、それにもかかわらず、控訴人の引受けに係るタンポートに対する過払金について控訴人からの貸金に充当できないこととする旨の合意があったとは全く窺われないこと、④以上のような一連の経緯に加え、通常、当事者は複数の権利関係が発生するような状態が生ずることを望まないこと等を併せ考えると、被控訴人らのタンポートとの間の各取引と、切替後の控訴人との間の各取引とは、事実上1個の連続した取引として扱い、被控訴人らとタンポートとの各取引にかかる過払金を控訴人からの各借入金債務に充当する旨が、控訴人と被控訴人らとの間において、黙示的に合意されたと認めるのが相当である。

(4) 以上のとおりであって、控訴人のこの点に関する主張は、採用することができない。

第4 結論

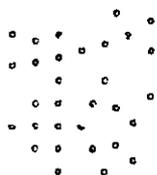
以上によれば，被控訴人らの本件各請求は理由があり，これと同旨の原判決は相当であるから，控訴人の本件控訴をいずれも棄却することとして，主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 岡 光 民 雄

裁判官 片 田 信 宏

裁判官 光 吉 恵 子



これは正本である。

平成22年9月10日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 水野世志明

